

## 第2回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

日時：2020年11月9日（月）13:30～15:00

場所：JR 東日本現地会議室

### 次 第

- (1) 開会
- (2) 第1回委員会（9/18）の議事録確認【資料1】
- (3) 保存方法等に関する方針について【資料2】
- (4) 現地調査の進捗報告【資料3】
- (5) 3街区一般部の本調査計画（案）【資料4】
- (6) その他
- (7) 閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。

## 第1回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

# 開催記録(案)

### 1 開催概要

- 日時：令和2年9月18日(金) 9:30 ~ 12:00
- 場所：第1部・第3部 東日本旅客鉄道株式会社 現地会議室  
第2部 現地
- 出席者：35名

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏 (早稲田大学 人間科学学術院 教授)
委員	・小野田 滋氏 (鉄道総合技術研究所 情報管理部 担当部長) ・古関 潤一氏 (東京大学 社会基盤学専攻 教授)
オブザーバー	・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・鉄道博物館 学芸部 ・東京都 建設局 道路建設部 道路橋梁課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道 (株)	・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ(株)

(欠席委員：老川 慶喜氏)

■ 当日配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員会概要（案）
- ・ 設置要綱（案）
- ・ 資料1：高輪築堤調査・保存等検討委員会について
- ・ 資料2：各事業概要・スケジュール
  - ・ 東京都市計画道路幹線街路環状第4号線及び延伸部の概要
  - ・ 京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業について
  - ・ 品川駅周辺土地区画整理事業  
国際交流拠点・品川にふさわしい複合市街地の形成
  - ・ 都市再生への貢献・品川のまちづくりにおける築堤について
  - ・ 品川駅乗り換え利便性向上と混雑緩和及びバリアフリールートの拡充
- ・ 資料3：高輪築堤試掘・残存確認調査の結果について  
検出調査結果および評価について
- ・ 資料4：今後の調査スケジュール
- ・ 資料5：4街区検出調査着手について
- ・ 資料6：品川駅改良工事に伴う調査着手について

## 2 議事要旨

---

### ○第1部

#### (1) 委員会概要・設置要綱

- 委員長は谷川委員に決定した。
- 資料1 p2 の記録保存に、「出土品の展示による公開活用」を追記すること。
- 本委員会では、頭出し程度に活用を射程に入れつつ、調査・保存に関する議論をメインとする。本格的な活用の議論は、委員会の再編等を行ったうえ、次の段階で行う。

### ○第2部

#### (2) 現地検出状況の確認について

- 2街区（一部）、3街区の検出状況を確認した。

### ○第3部

#### (3) 検出調査の結果および評価について

- プレス発表等、一般への公表を適切な時期に行うよう調整する。
- あわせて、見学会の開催についても検討する。
- 委員、東京都・港区の文化財担当者で、調査結果を評価したうえ、文化財保護の観点から最も望ましい保存方法の原案を作成する。その後、具体的な開発に関して、事業者と協議・調整をしていく。

#### (4) 4街区検出調査着手について

- 検出調査を速やかに進める。

#### (5) 品川駅改良工事に伴う調査着手について

- 品川駅改良工事のAエリアについては、周知の対象範囲内であるため、手続きに関して港区と協議が必要となる。

#### (6) その他

- 以下、文言の整理を行うこと。
  - 「現位置保存」⇒「現地保存」に修正
  - 「内部構造調査」⇒「本調査」に修正
- 次回委員会の日程調整を速やかに行うこと。

### 3 議事録

---

#### ○第1部

#### 3.1 開会

(事務局)

第1回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。本委員会については、これまで港区教育委員会が主催となって開催された2回の検討会を踏まえ、今回より JR 東日本が主催となった委員会という形で新たに設置するものである。高輪築堤という鉄道遺構に関する調査及び保存等に関して、本委員会を通じて、皆様より多くの意見をいただきたい。鉄道会社である JR 東日本としても、大変重要な遺構と認識しており、先人の技術者が築き上げた産業革命の象徴である日本最初の鉄道遺構を後世に継承していきたい。一方、時代の変化に対応して、地域の持続的発展に貢献することも JR 東日本の使命である。今回対象となる品川・高輪エリアのまちづくりについても、周辺で抱える課題の解決に向け、将来を見据えた基盤の強化を目的として、2009年より工事に着手し事業を進めてきた。地域社会の発展を支えるべく、皆様と連携して、周辺の基盤整備を含めたまちづくりを進めることも重要と考えている。今後100年続くまちづくりと150年前の高輪築堤をどうしていくかを見据え、委員会を通じて、調査・保存等の方向性について議論いただきながら進めていきたい。

- ・ 委員・オブザーバー・事務局（JR）の紹介
- ・ 出欠について
- ・ 配布資料の確認
- ・ 次第の説明

#### 3.2 委員会概要・設置要綱について

※事務局より説明：委員会概要（案）・設置要綱（案）

※事務局・港区より説明：資料1（高輪築堤調査・保存等検討委員会について）

※東京都・UR・JRより説明：資料2（各事業概要・スケジュール）

##### 1) 設置要綱（案）について

(谷川委員) 第2条「保存とは…」の中で「現位置保存」とあるが、「現地保存」と表現するのが通常ではないか。

(東京都教育庁) 文化庁も、通常「現地保存」と表現している。

(谷川委員) 「現地保存」に修正した方が、誤解がない。修正をお願いする。

## 2) 委員長の選出について

- (事務局) 委員の中から互選はあるか。
- (小野田委員) この分野に実績があり、外堀の保存にも携わっている谷川先生を委員長に推薦する。
- (古関委員) 異議はない。是非願います。
- (事務局) 委員長は谷川委員に願います。
- (谷川委員長) 30年程前から江戸の遺跡の調査を行ってきた。主に近世が対象であるが、個人的には近現代に強い関心を持ち始めている。高輪築堤については、これほど良好な状態で発掘されるとは誰も予測していなかったのではないかと考えていたが、非常に残りがよい状態で発掘された。国指定となっている新橋停車場との一連の遺構として捉えられると同時に、鉄道の歴史全体が見られる大変重要な遺構に出会い、私にとっては幸せなことである。一方、開発の問題もあるため、しかるべき調査を行い、しかるべき保存を検討することが本委員会の使命である。よろしく願います。
- (事務局) ここからは、委員長である谷川先生に進行をお願いする。

## 3) 委員会のあり方等について

- (谷川委員長) 質問・意見はあるか。
- (東京都教育庁) 保存の考え方のうち、現地保存と移築保存の中に「出土品」という記載がある。出土品には動産物というイメージがあり、それを現地保存するということに違和感がある。一方、出土品の場合、取り上げて保存・活用することになるため、記録保存には記載があった方がよいのではないかと。
- (谷川委員長) 現地保存した場合、出土状況・出土品が見える状態で保存することは、あり得ることである。また、取り上げたものに関して、動産物として別のところで展示することも、あり得ることである。記録保存に、「出土品の展示による公開活用」を追記した方がバランスがよいというのは、指摘の通りである。それでよいかと。
- (東京都教育庁) 問題ない。
- (谷川委員長) そのような形で修正をお願いする。他にあるか。私から1点、検討プロセスイメージのフローチャートについて、築堤の本質的価値は何かを入口として議論することは、問題ない。ただし、下段の「継承方法提案・整理」、「継承方法の具体検討」等は、史跡として指定された場合の本質的価値、それに基づいた保存・活用、整備を検討するプロセスの中で論じられていくことが多い。「調査・保存等検討委員会」の「等」に含まれた、調査・保存と将来的な活用と切斷するわけにはいかないという考え方も理解できるが、活用となると、史跡指定になるかどうか

かという問題も含まれてくる。修正を依頼しているわけではないが、本委員会で「継承方法提案・整理」、「継承方法の具体検討」まで含めて議論することは、非常に大変である。活用を検討する場合には、委員会を再編する等が必要となる。したがって、本委員会では、頭出し程度に活用を射程に入れつつ、調査・保存をメインとして、本格的な活用の議論は次の段階で行うのがよい、と個人的には考えている。東京都はいかがか。

(東京都教育庁) 指摘の通りである。調査、保存等に関して方向性を明らかにすることが、次のステップに繋がると考える。次に、価値づけ、保存、本質的価値をさらに明らかにし、それを踏まえて活用を検討するというステップが重要と考える。

(谷川委員長) 港区も同意見ということによいか。

(港区) 異論なし。

(谷川委員長) 作成しているフローチャートはそのまま活かすこととするが、本格的な活用を論じる場合は、委員会の再編等を検討するということで了解をして、進めていくので問題ないか。

(JR) 調査・保存等検討委員会の進捗状況とあわせて、史跡指定等に関しては、東京都、港区、文化庁を含め、柔軟に勉強しながら進めていきたい。また、委員会の形については、ステップが上がった段階で検討していくということに理解した。

(谷川委員長) そのような形でよいか。

(全員) 異論なし。

#### 4) 各事業概要について

(谷川委員長) 質問・意見はあるか。

(全員) なし。

(谷川委員長) 特段ないようであれば、第1部を終了する。

## ○第2部

### 3.3 現地検出状況の確認

※大成エンジニアリング・事務局より説明：2街区（一部）、3街区

(全員) 検出状況を確認。



## ○第3部

(谷川委員長) 第3部を開始する

### 3.4 検出調査の結果および評価について

※港区・JRより説明：資料3（高輪築堤試掘・残存確認調査の結果について、検出調査結果および評価について）

(谷川委員長) 本調査は、数箇所でもトレンチ調査（溝状の試し掘り）を行った後、全体調査というやり方を行っている。資料タイトルにある「試掘」とはトレンチの意味、「残存確認調査」とは検出調査・確認調査の意味である。文化財保護法上の取扱いについて全く説明がなかったため、東京都より一言お願いする。

(東京都教育庁) 文化財保護法上、遺構が発見された場合、発見したことを届け出る手続きが必要となる。既に発見届は提出いただいている。その後、同様に文化財保護法上、遺跡の範囲を定め、東京都のHP上（通称：遺跡地図）における情報の周知が必要となる。現在、周知の手続きを進めているところである。

(東京都教育庁) 資料3「検出調査結果および評価について」の築堤想定ラインのうち、1～6街区のJRの土地部分、さらに1街区の田町駅側に張り出た三角形の辺りまでについて、「港区遺跡ナンバー208 高輪築堤跡」として登録した。登録をすると、文化財保護法上の届出義務が必要となり、今後、仮に発掘調査や記録保存をすることになった場合には、93条の届出が必要となる等、規制がかかる。来週以降、HP上にアップし、範囲を周知していく流れで作業を進めている。

(谷川委員長) 遺跡の周知に関して、質問・意見はあるか。

(小野田委員) プレス発表等、遺跡が発掘されたことに対する一般への発表のタイミングはいつを想定しているのか。港区ではHPにアップされてしまうということか。

(東京都教育庁) 来週以降、東京都のHPにアップされることになる。

(港区) 港区でも、敷地に対する土地の関係等に関する手続きは進めている。

(谷川委員長) 関係届が提出され、遺跡の周知がされるということであれば、一般への発表もすぐに対応するべきである。

(東京都教育庁) 事務的に滞ってはいけない手続きであるため、粛々と進めている。いわゆるプレス発表ではなく、地図が更新されるということである。

(谷川委員長) 既に遺跡として周知されているのに、一般への発表はしなくてよいのかという指摘である。

(小野田委員) 個人的に、「宿泊したホテルの窓から見えるがあれは何か」という連絡を受けた。中には、遺跡が出たのかもしれないと気がついている人もいるかもしれない。



- (JR) 先ほど東京都からも紹介があったように、8/7付で 96 条発見届出を提出し、同日付で通知をいただいた。それに基づき、東京都の HP にアップする手続きをいただいているところである。また、既に、SNS 上でいくつか情報がアップされていることについても把握している。鉄道事業者としても、この状況について、適切な時期、それほど遠くない時期に公表したいと考えている。現在、社内で調整中である。公表する際には、内容を含め、関係者と調整しながら進めていきたい。
- (小野田委員) SNS の時代において、情報は一気に拡散する。拡散されてから公表となると、何か隠しているのではないかと等、疑いをかけられてしまうこともあるため、個人的にはなるべくはやく公表した方がよいと感じる。
- (JR) 社内で調整中であるため、またご相談させていただく。
- (谷川委員長) プレス発表の段階で、見学会を開催していただくのがよいと思う。私は、連続的に築堤が発掘されるということはあまり予想しておらず、部分的に壊れてしまっているところがあると考えていた。上部はある程度撤去されているが、ほとんど壊れていない状態を実際に見ると、ここに線路があったことが一目瞭然であり、錦絵にも描かれている場所が発掘されたということで、インパクトが非常に強い。プレス発表をした段階で、現場を見学できるかという問い合わせが殺到するかもしれない。それに対して、見学できないということはマイナスになる可能性があるため、見学会をセットで検討いただきたい。また、現在、第二東西連絡道路の調査を行っているが、段数としてみると、海側の石垣が最も残存状況がよい。いずれ記録保存でやむなしという考え方のもと撤去することになると思うが、その前に見学していただくべきである。既に撤去されているが実は調査で発掘されていたということでは、なぜはやく見学させてくれなかったのかと言われかねない。現地保存、移築保存、記録保存は抜きにして、タイミングを検討いただきたい。四ツ谷の UR ビル等、実際に見学会を行った事例もある。まずは多くの人に見ていただき、遺跡の価値をできるだけ広く知っていただくことが大事だと考える。
- (JR) 公開については、既に意見としていただいている。工事現場内ということで、方法等について勉強させていただきたい。
- (谷川委員長) 資料の内容について、補足はあるか。
- (大成) ない。
- (谷川委員長) 卓上にドローン空撮による平面写真と立面写真を用意いただいた。本来であれば、これに関して時間をかけて議論したいと考えていたが、難しいため、私の印象を述べる。築堤部と橋梁部が基本的に全て連続していることが非常に大きな点である。部分的に壊れているところがあれば、そこで内部構造の調査が可能と考えていたが、そのような箇所がなく、逆に非常に残存状況がよいと言える。また、築堤部と橋台部どちらに関しても、創業期から明治 32 年の 3 線化に至るまでの段

階をたどっていくことが可能と考えられる。特に、第二東西連絡道路の山側から発掘された古い石垣について、城郭の石垣であれば礫を詰める（裏込め）のが通常であるが、それが存在しない。このような石積みは見たことがない。また、傾斜の緩い海側は、平石をはりつけているが、最下段にレンガを積むように直方体の石（小口部分には短い石）を積んでいる。このような石積みも見たことがなく、珍しい。時代の重層性と同時に、江戸時代以来の伝統的な技術と近代的な技術がミックスしているのではないかと考える。さらに、石積み自体が全て同じではない。石の大きさに違いがあり、工事の区画、職人の違いが見受けられる。例えば、第2街区は全体的に石の大きさが小ぶりな一方、第3街区は大ぶりとなっている。つづさに検討していくと、職人の違いが分かるのではないかと考えている。橋梁に接続する部分は少し膨らんだ積み方をしている等、興味深い写真であり、当時の実態を大変よく示している。小野田委員から一言願います。

（小野田委員） 石積み技術について、西洋技術はピラミッドのように四角く切った石を積み木やレンガのように積み上げていく方式、日本技術は城石垣のように不定形な石を組み噛み合わせていく方式である。イギリス人の技師が来日して指導する中で、衝突があったのではないかと。当時の文献に、西洋人は「日本の石垣はいい加減で、すぐに崩れてしまう」と評価している一方、日本人は「西洋式はただ面倒なだけで、無駄なことをしている」と評価している。本日見た中でも、橋台は切り石を積んだ西洋方式、山側の谷積みは日本方式の積み方である。海側は、石を切っておらず、西洋方式と日本方式が混在したものと認識している。裏込めがない点については、西洋方式の石積みでは必要がなかったためではないか。西洋人が「必要ない」と指導したのか等、想像がかき立てられる。それらを含めて、今後の調査で明らかにしていければと思う。

（谷川委員長） 古関委員から一言願います。

（古関委員） 初めて現場を見て、地盤工学的観点からの印象を述べる。第7橋梁については、全く乱れがない状態で発掘されるように見えた。現代の技術により、直接基礎で海上に石積みを構築した場合でも、地盤が沈下し時間とともに異常が発生することが多い。それが全く発生していないことから、自然地盤の状態がよかったこと、適切な表層の処理がなされていたことを想像した。自然地盤のよさに関しては、知っていたのか、偶然なのかについても興味を感じた。また、次回以降でよいが、当時のバラストについて教えていただきたい。風化した結果、今の色になっているのか等、興味がある。

（小野田委員） バラストについて、当時は玉砂利の時代である。多摩川などから運ばないと、砂利が手に入らなかったのではないかと。多摩川でも、下流で

はなく府中の辺り等、ある程度上流まで遡らないといけない。砂利や石を分析して、当時の建築資材をどこから調達したのかが明らかになるとよい。

(谷川委員長) 東京都からコメントはあるか。

(東京都教育庁) これまで2回現場に来ていたが、見学するたびに見やすくなっており、感動している。文化庁の調査官が見学された際にも、第7橋梁に感動されていた。直前まで鉄道が走っていたこと、残存状況がよいこと、他に見られない構造物であること等から、新橋停車場と並んで非常に価値が高いのではないかとコメントをいただいた。私も同感であり、非常に貴重なものが発掘されたと大変驚いている。

(谷川委員長) コメントに対して、事業者から何かあるか。

(事業者) なし。

(谷川委員長) 本日は、調査結果をつぶさに検討して評価する予定であったが、時間が押してしまった。先ほど内々に相談をさせていただいたが、委員、東京都・港区の文化財担当者で、調査結果を評価したうえ、文化財保護の観点から最も望ましい保存方法の原案を作成することとした。その後、具体的な開発に関して、事業者と協議・調整をしていくこととしたい。原案を作成後、次回委員会の前に、事前協議が必要であれば調整する。今後、調整が難しい局面に入ってくるが、できる限り建設的な意見交換を行い、うまく着地させたいと思っている。そのようなスタイルを進めていくことについて了解をいただきたいが、いかがか。

(JR) 文化財保護の視点、鉄道事業者として当時の鉄道技術をどう理解し残していくかという視点等、あると思う。調整が難しい局面という発言があったが、技術を理解し後世に残していくという考え方は一致しているため、前向きに調整していきたい。調査・保存の考え方について検討いただけることについて、是非前向きに調整させていただきながら、進めていきたい。一方、大きな基盤関係の工事等、スケジュールがあることについてはご理解いただきたい。意味のある調査・保存の検討を進めていきたいと思っている。今後とも指導をお願いする。

(谷川委員長) 進め方について、問題ないということではよいか。

(全員) 異論なし。

(谷川委員長) 本日、老川委員が欠席のため、日程調整は別途行うこととする。早急に打ち合わせの機会を設けたいと思うため、調整をお願いする。

### 3.5 今後の調査スケジュール、4街区検出調査着手、品川駅改良工事に伴う調査着手について

※東京都・UR・JR より説明：資料4（今後の調査スケジュール）

※東京都・UR・JR より説明：資料5（4街区検出調査着手について）

※東京都・UR・JR より説明：資料6（品川駅改良工事に伴う調査着手について）

（谷川委員長） 質問・意見はあるか。

（東京都教育庁） 資料4に「内部構造調査」とあるが、埋蔵文化財調査のことか。文言の整理ができていない箇所があると感じるがいかがか。

（谷川委員長） いわゆる本調査のことではないか。

（JR） その通りである。

（谷川委員長） 「本調査」と記載したほうがよい。

（東京都教育庁） 資料1の「内部構造調査」についても、「本調査」に修正した方がよい。また、品川駅改良工事について、港区と協議をしているということであるが、A エリアについては、周知の対象範囲内であるため、手続きに関して港区と協議をお願いする。

（谷川委員長） 他にあるか。とりわけ4街区は300m以上あると聞いており、2街区・3街区と同程度のレベルの残存状況であった場合、壮観なものになる。試掘である程度把握できるかもしれないが、築堤の上部がどの程度壊れているのかが問題である。検出調査を速やかに進めていただきたい。

### 3.6 閉会

（谷川委員長） 以上で議事は終了である。

（事務局） 本日いただいた意見のうち、事務局で調整が必要な事項については、速やかに対応する。次回に向けて、評価の議論、今後の保存方法について開催できるよう、事務局として調整し、進めていきたいと考えている。日程は速やかに調整させていただく。

（谷川委員長） 原案作成の日程についても、関係者で調整し、候補日を挙げたうえで、老川委員、古関委員と調整し、早急に決定したい。よろしく願います。

（事務局） 全体を通して質問等あるか。

（全員） なし。

（事務局） 第1回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を閉会する。

以上

# 高輪築堤調査・保存等検討委員会について

## 委員会検討事項

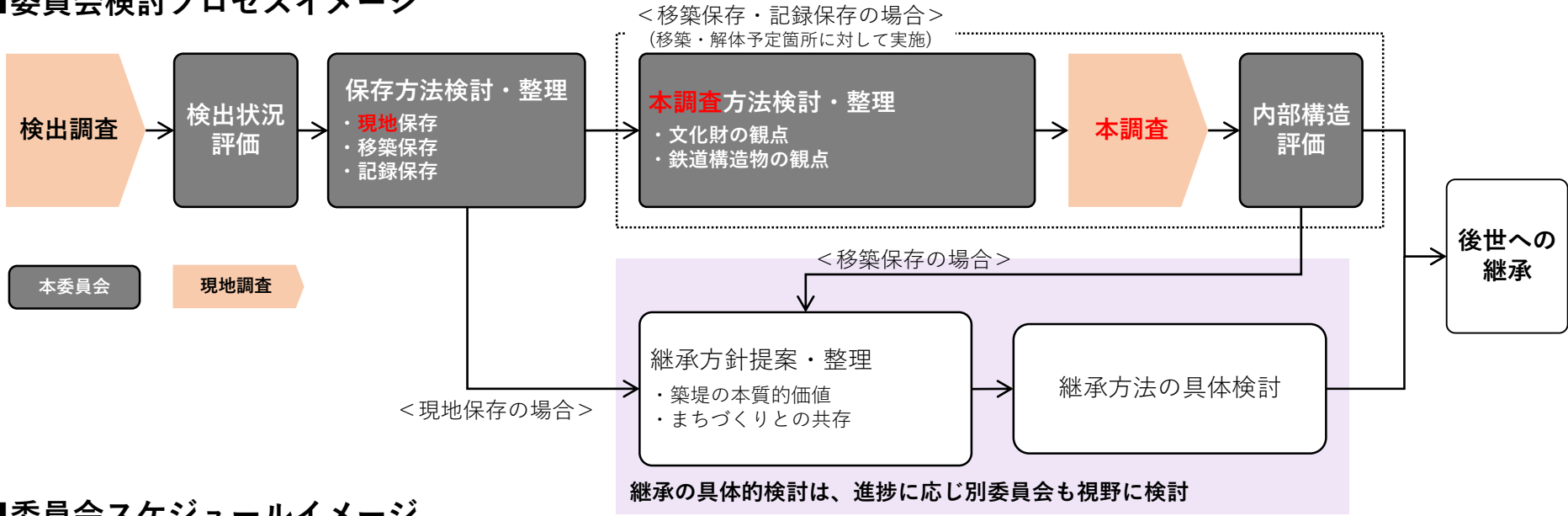
**調査に関すること**

- 調査方法（検出調査・本調査）
- 上記調査結果を踏まえた高輪築堤の評価

**保存等に関すること**

- 保存方法（現地保存・移築保存・記録保存）
- 後世への継承方法

## 委員会検討プロセスイメージ



## 委員会スケジュールイメージ

時期	議題	開催頻度
2020年度 ↓ 2024年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査方法</li> <li>○調査結果を踏まえた遺構の評価</li> <li>○保存方法等</li> </ul>	<p>調査</p> <p>保存等</p> <p>1回/1カ月～ 1回/2カ月程度</p>
	○後世への継承方法	検討状況を踏まえ 今後整理

## 【参考】埋蔵文化財 保存の考え方

### 保存

#### 現地保存

- 現状のまま**土の中で保存**
- 出土状況・出土品を**見える状態で保存**

- ・ 文化財保護法による文化財指定
- ・ 現地での**公開による活用**

#### 移築保存

- やむなく解体する遺構の移築・出土品の保存

- ・ **遺構の移設**による公開活用
- ・ **出土品の展示**による公開活用

#### 記録保存

- やむなく解体する部分の調査を実施し、記録

- ・ 報告による学術研究等への活用
- ・ **出土品の展示**による公開活用

## 高輪築堤調査・保存等検討委員会 設置要綱

## (名称)

第1条 本委員会の名称は、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」（以下「委員会」という。）とする。

## (目的)

第2条 委員会は、品川駅北周辺地区土地区画整理事業区域等において発見された高輪築堤その他文化財に関し、文化財及び鉄道構造物の観点から、調査方法及び保存方法等について検討し、必要な助言を行うことを目的とする。なお、本委員会で扱う調査とは、検出調査及び本調査を示すものとし、保存とは、現地保存・移築保存・記録保存を示すものとする。

## (所掌事項)

第3条 委員会は、高輪築堤等に関し、以下の事項について検討し、必要な助言を行うものとする。

- (1) 調査の方法について
- (2) 調査の結果を踏まえた保存方法等について

## (組織)

第4条 委員会の委員は、考古学、鉄道史、近代史、土質力学等の専門家（学識経験者等、別表1）で構成する。

2. オブザーバー（別表1）は委員会に参加し、意見を述べることができる。
3. 委員長は、委員の中から互選、あるいは互選がない場合は、事務局が推薦するものとし、いずれも委員の承認を受けることとする。
4. 副委員長は、必要に応じて委員長が任命するものとする。
5. 委員会には、必要に応じて作業部会を置くことができる。
6. 作業部会は、委員会の構成員（委員及びオブザーバー）のほか、専門的見地から委員以外のもの（以下「関係者」という。）の出席を求めることができる。また、調査方法及び保存方法等について、委員会の意向を踏まえた詳細な検討を行い、必要に応じて検討結果を委員会に報告することができる組織とする。
7. 委員会の構成員（委員及びオブザーバー）として適任者がいる場合は、委員会において委員の承認を受けて、構成員に追加することができる。

## (会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長として会議を総括する。

2. 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

## (任期)

第6条 委員の任期は2年間とする。ただし、2年を超えて委員会が継続する場合は、再任を妨げない。

2. 委員が何らかの事由により欠けた場合は、委員会の意向を確認したうえで事務局が



委員を選定することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は東日本旅客鉄道株式会社 本社 総合企画本部 品川・大規模開発部に置くものとする。

(守秘義務)

第8条 構成員及び関係者は、この委員会で知り得た情報を事務局の許可なく第三者に漏えいしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

(別表1) 検討体制名簿 (案)

委員長	谷川 章雄	早稲田大学 人間科学学術院 教授
委員	老川 慶喜	立教大学名誉教授
委員	小野田 滋	鉄道総合技術研究所 情報管理部 担当部長
委員	古関 潤一	東京大学 社会基盤学専攻 教授

オブザーバー	港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課
オブザーバー	東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課
オブザーバー	鉄道博物館 学芸部
オブザーバー	東京都 建設局 道路建設部 道路橋梁課
オブザーバー	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部
オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター
オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部
オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部

## 高輪築堤の保存の方針について

高輪築堤調査・保存等委員会委員は、2街区、3街区で確認された高輪築堤の遺構について、東京都教育庁および港区教育員会の同席のもとで検討を行った結果、下記のような保存の方針を提案する。なお、ここでは第1回検討委員会での議論を踏まえ、「保存」を「現地保存」、「移築保存」「記録保存」に区分している。

## 記

1. 確認された第7橋梁を含む高輪築堤の遺構は、国指定の史跡「旧新橋停車場跡」と一連のものであり、文化財的価値がきわめて高いことはいままでもない。日本の近代化土木遺産を代表する遺跡であり、わが国の近代史、鉄道史、土木史上重要な位置を占めている。また、東京や高輪の地域史を考える上でも貴重な遺跡である。
2. 確認された高輪築堤の遺構について、「希少性」「連続性」「遺存度」「歴史的重層性」などの観点から、保存の方針を次のように定めた。
3. 第7橋梁橋台部約20mとそれにつながる南北の築堤部各約30m、合わせて約80mの遺構を「現地保存」とする。第7橋梁橋台部は今後同種のもが発見される可能性がない、きわめて「希少性」が高い遺構である。橋台部から築堤部への「連続性」が良好に認められるとともに、鉄道創業時の遺構を良く残し、「遺存度」も非常に良い。また、鉄道創業時から現代の京浜東北線に至る、日本の鉄道の「歴史的重層性」を示すものである。
4. 「移築保存」については、今後「記録保存」の調査を行っていく中で、移築保存すべき遺構を検討することにする。基本的に「移築保存」は、発掘調査によって得られた成果に基づいて、移築した遺構を展示・解説することが必要である。
5. 「記録保存」については、上記「現地保存」を除く部分を対象とする。第2東西連絡道路部の築堤部の調査、および第2・3街区の遺構の検出調査によって、第7橋梁を含む高輪築堤の複雑な遺構の状況が明らかになってきている。「記録保存」の調査方法については、その知見を踏まえて詳細かつ慎重な調査を行う必要がある。

以上

## 【資料3】

## 調査の進捗について

2020(令和2年).11.7現在

地 点(街区)	試掘調査	築堤残存 確認調査	本調査 (記録保存)	海手側石垣			築堤上面 (バラスト)	山手側石垣		現状の調査内容
				石垣	土台木等	波除杭・群杭		石垣	土台木等	
1街区	トレンチ1	調整中		○	未確認	未確認	○	未確認	未確認	10/21北側柵設置工事で海手側石垣確認(写真①) 11/10から海手側石垣検出作業開始予定
2街区	トレンチ2・3	調査中		○	○	未確認	○ (写真②)	○ (写真③)	○	工区南側で築堤の上部及び山手側石垣検出作業
第2東西連絡道路部	終了	終了	調査中	○	○	○	○	○	○	10/29から海手側石垣外し作業開始 (写真④・⑤)
3街区(第7橋台含む)	トレンチ4	調査中		○	○	○	×(上面削平されている)	調外	調外	橋台上の擁壁撤去済(写真⑥) 橋台の山手側拡張跡確認 海手側に築堤構築時の杭列確認(波除杭か?写真⑦)
4街区	調査中			○ (写真⑧)	未確認	未確認	○	未確認	未確認	築堤上部バラスト残存確認
5街区(環状4号線橋脚部分)										まもなく調整開始予定
6街区(品川駅物流地下通路地区)	終了		調整中	○ (写真⑨)	○	未確認	未確認	調外	調外	協定締結後に本調査開始
《 凡例 》 ○:残存確認 ×:削平等により取り除かれている 未確認:残存が想定できるが未確認である 調外:調査の範囲外である										



# 第2東西道路



④撤去した石垣



⑤海側石垣撤去作業

## 4街区



⑧海側石垣検出状況

## 6街区



⑨仮斜路部海側石垣検出状況



## 1街区



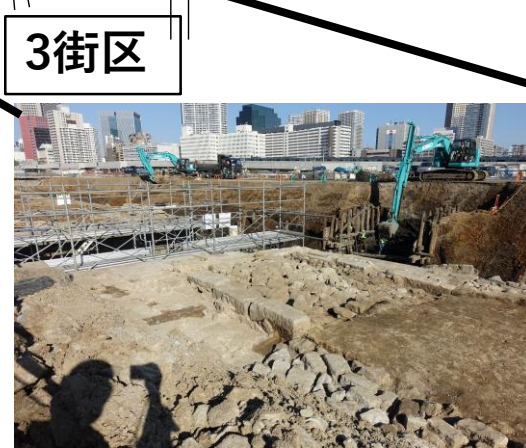
①海側石垣検出状況



②築堤(初期)断面



③山側石垣検出状況



⑥第7橋台部(上部)

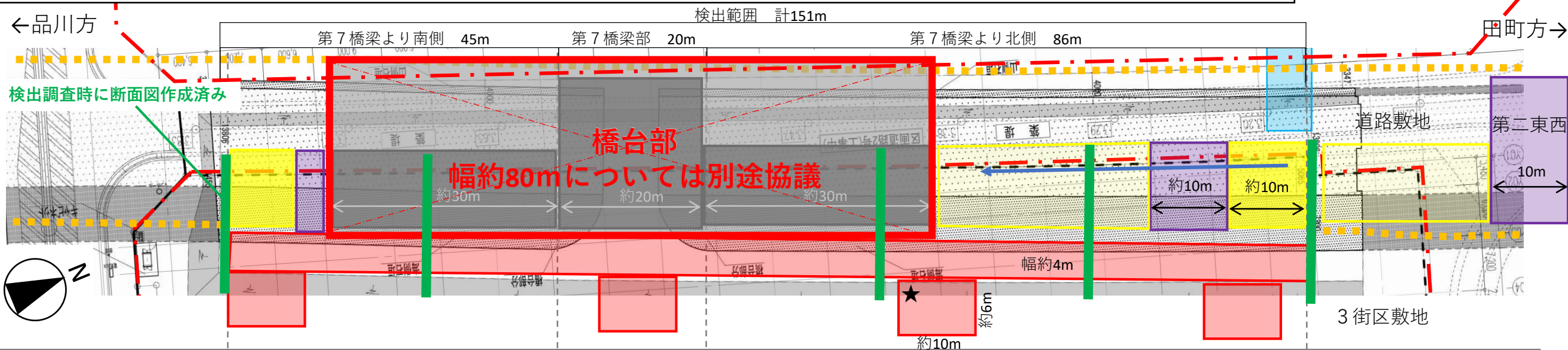


⑦海側石垣・杭列検出状況



< 一般部本調査の考え方 >

- ・ 3街区の一般部の本調査に着手する。
- ・ 具体的な方法は、検出調査評価等を踏まえて、関係者で協議の上進める。
- ・ 本調査の進捗に合わせて、詳細調査部分と簡易調査部分を適切に区分し実施する。



実施中の  
検出調査

**波消し杭 検出調査**

- 石垣よりも海側の波消し杭等の検出を目的とする
- ・ 【石垣沿い】 約4mの幅 ⇒杭発見済み（用途は不明、地固め用途か）
  - ・ 【海側拡張部】 約10m×6m 4箇所 ⇒1か所で杭を発見（★位置、用途は不明）

**道路敷地内 検出調査**

- 築堤山側部の検出を目的とする
- ・ 幅約7m 1か所

**本調査**（詳細調査、簡易調査の範囲、内容等については本調査の進捗に合わせて柔軟に進める）

**1. 先行トレンチ 断面調査**（土層断面図の作成）

- ・ 土層の変化に注意しながら水平掘削による調査 幅約10m 2か所（位置は港区教育委員会との協議による）

**2. 詳細調査（断面調査、平面調査）**（土層断面図・土層平面図の作成）

- ・ 築石等の調査記録
- ・ 土層毎に掘削による調査 【一般部】幅約10m

各層ごと

- ① 築堤上面
- ② 築石・根石
- ③ 築石裏部（裏込め、礫積め）
- ④ ローム層
- ⑤ ローム層+粘土層
- ⑥ 土丹築土層

**3. 簡易調査（断面調査・特異物調査）**（土層断面図の作成、特異物の有無の調査）

- ・ 築石等の調査記録
- ・ 土層の変化に注意しながら水平掘削により上部より掘削を行い、大きく周辺との相違がないことなど特異物を調査する

各層ごと

- ① 築堤上面
- ② 築石・根石
- ③ 築石裏部（裏込め、礫積め）
- ④ ローム層
- ⑤ ローム層+粘土層
- ⑥ 土丹築土層

※状況に応じ簡略化の協議

**4. 波消し杭の調査・記録**

- ・ 平面図を作成し位置を記録。（全数）
- ・ 杭を引抜き長さ・樹種等を記録する。（数量について状況を踏まえ協議）

